

麻薬卸売業者と譲受・譲渡について



1

麻薬卸売業者と譲受・譲渡について

このコンテンツでは、麻薬の譲受・譲渡時のポイントについて説明します。

麻薬卸売業者

麻薬及び向精神薬取締法第2条、第3条、第4条

- ・**麻薬卸売業者**とは、都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- ・麻薬を取り扱う業務所ごとに免許を受ける必要がある。
- ・医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者又は同法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者であって、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているものでなければ、免許を受けることができない。
- ・免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2

まず、麻薬卸売業者について説明します。

麻薬卸売業者とは、都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいいます。

麻薬卸売業者における実質的な麻薬の管理責任者は、医薬品医療機器等法に規定する管理薬剤師となります。

麻薬卸売業者の譲渡先

麻薬及び向精神薬取締法第24条

都内にある下記の者以外に譲渡することは不可

- ① 麻薬卸売業者
- ② 麻薬小売業者
- ③ 麻薬診療施設の開設者
- ④ 麻薬研究施設の設置者

譲渡先の免許の有効期間を確認し、免許失効者に
麻薬を譲渡することのないように注意してください。

3

麻薬卸売業者の譲渡先は東京都内の①から④のものに限られます。

なお、医薬品だけでなく、麻薬を含有する試薬についても、エンドユーザーに販売するには、麻薬卸売業者の免許が必要です。過去には、麻薬を含有する試薬を麻薬輸入業や麻薬卸売業の免許を受けずに、輸入販売していた違反事例が発生しておりますので、ご注意ください。

また、免許には有効期間がございます。譲渡先の免許の有効期間を確認し、免許の失効した者に麻薬を譲渡することがないように注意してください。

譲受・譲渡時の確認

麻薬管理者等の立会いのもとに

- ① 麻薬譲受証、譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
- ② 麻薬譲受証の品名、数量及び製品番号は現品と相違ないか。
- ③ 麻薬譲渡証の品名、数量及び製品番号は現品と相違ないか。
- ④ 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか。

4

麻薬の譲受・譲渡時は、麻薬管理者等の立会いのもと、麻薬譲受証・譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか、譲受証・譲渡証の品名、数量及び製品番号は現品と相違ないか。麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか、を確認してください。

麻薬譲受証・譲渡証

麻薬及び向精神薬取締法第32条

- ・麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならない。
- ・麻薬を交付するときは、同時に厚生労働省令で定める様式により作成した譲渡証を譲受人に交付しなければならない。

5

麻薬譲受証・譲渡証は、麻薬及び向精神薬取締法で定められた文書になります。

譲受側はあらかじめ麻薬譲受証を譲渡人に交付するか、双方同時に麻薬譲受証と麻薬譲渡証を交換します。その都度相手方の資格および取引する麻薬の品名・数量等を確認した上でなければ麻薬の受け渡しはできません。

麻薬譲渡証について、納品先から、やむを得ない事情により、紛失又はき損したため、再交付の希望があった場合には、理由書の提出を受けた上、再交付してください。

なお、理由書には、麻薬及び向精神薬取締法上の規定はありませんが、紛失した理由及び紛失した譲渡証が特定できるような記載をお願いします。

麻薬譲受証について

麻 薬 譲 受 証					年	月	日
譲受人の免許証の番号		第 号		譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名（法人にあつては、名称）		印					
譲受人が麻薬治療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者		免許証の番号		第 号		氏 名 印	
麻薬業務所	所 在 地						
	名 称						
品 名		容 量	個 数	数 量	備 考		
（注 意） 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 2 余白には、紅線を引くこと。							

6

こちらは麻薬譲受証の様式です。

麻薬譲受証は、譲受人の責任において作成し、押印するものになります。

都では診療所や病院等を対象とした講習会や、病院等に立入検査で訪問した際に、「譲受人の責任の下で譲受証を作成するように指導しております。

麻薬譲受証の記載事項について

譲受人に関する以下の事項

- 免許証の番号、免許の種類
- 譲受人の氏名
法人にあつては名称と代表者職名及び氏名
- 押印する印
個人の場合は、個人印
法人の場合は、**代表者印、麻薬専用印又は代表者が
認めた施設の長の印**
- 麻薬業務所の所在地、名称
- 麻薬の品名・数量

※譲受人(**麻薬診療施設の開設者等**)の責任で作成

7

麻薬譲受証の記載事項はこちらのとおりです。

譲受人の氏名欄に押印する印鑑は、個人開設者であれば開設者の個人印、法人であれば原則、代表者印になりますが、事務手続を行う上で支障をきたす場合は、代表者印に代わる麻薬専用の印又は代表者が認めた施設の長の印でも構いません。社名のみが刻印された会社印は認められません。

また、ゴム印等の印影が変化する可能性がある印鑑は、避けてください。

麻薬譲受証の様式ダウンロード

東京都福祉保健局 > 健康・安全 > 医薬品の安全 > その他医薬品等の安全 > 麻薬等取扱者のページ > 麻薬譲受証について

東京都福祉保健局
Bureau of Social Welfare and Public Health

麻薬譲受証について 東京都福祉保健局 > 健康・安全 > 医薬品の安全 > その他医薬品等の安全 > 麻薬等取扱者のページ > 麻薬譲受証について

麻薬譲受証について

1 麻薬譲受証について

麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲受証及び麻薬譲受証の交換が必要です。
麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることができません。麻薬譲受証は、譲受者の責任において作成し、押印して下さい。

2 麻薬譲受証 様式及び記載例

麻薬譲受証の様式・記載例は添付ファイルのとおりですので、御作成時の参考にして下さい。

- 麻薬譲受証 (Word : 18KB)
- 麻薬譲受証 記載例 (麻薬診療施設) (PDF : 198KB)
- 麻薬譲受証 記載例 (麻薬小売業者) (PDF : 189KB)

麻薬等取扱者のページ

- 麻薬譲受証について
- 麻薬小売業者間譲渡許可の継続申請の手続きについて
- 新たに指定された麻薬等
- 麻薬小売業者間譲渡許可について (制度の概要、様式等)
- 麻薬研究者講習会
- 麻薬管理者講習会
- 手引の御案内
- 医療用麻薬廃棄方法
- 向精神薬処方せん応需の際の留意事項
- 麻薬中毒に対する医療費公費負担制度 (入院措置)

8

麻薬譲受証の様式及び記載例は、福祉保健局のホームページに掲載しております。
診療所や病院等からお問い合わせがあった際は、御案内ください。

麻薬譲受証に関する質問

Q1

麻薬譲受証・譲渡証の麻薬業務所名称の記載は、麻薬免許証の記載と全く同一でなければならないでしょうか？



A1

麻薬免許証を確認し、**記載を統一してください。**

9

続いて、麻薬譲受証に関する、よくある質問です。

一つ目は、麻薬譲受証・譲渡証の麻薬業務所名称の記載は、麻薬免許証の記載と全く同一でなければならないでしょうか、という質問です。

麻薬業務所名称は、麻薬免許証を確認し、記載を統一するようにしてください。

麻薬譲受証に関する質問

Q2

医療機関や薬局が名称変更した場合、書き換え後の免許証が交付されるまでの間、麻薬業務所欄には何を記載したらいいのでしょうか？



A2

記載事項変更届の写し等を確認し、**変更後の名称を記載**してください。

10

二つ目は、医療機関や薬局が名称変更した場合、書き換え後の免許証が交付されるまでの間、麻薬業務所欄には何を記載したらいいのでしょうか、という質問です。

記載事項変更届の写し等で変更を行っていることを確認し、変更後の名称を記載してください。

また、後日書き換え後の免許証が交付された時点で、名称に誤りがないことを確認してください。

麻薬譲渡に関する事例

麻薬卸売業者Aが、麻薬施用者が勤務していない動物病院Bに対し、麻薬を譲渡してしまった。



【原因】

- 唯一の麻薬施用者であった獣医師が退職し、麻薬診療施設ではなくなっていた。
- その後赴任した獣医師が麻薬施用者免許を取得していなかった。
- 退職した麻薬施用者の氏名・免許番号を記載して麻薬を購入した。

11

最後に麻薬譲渡に関する事例を紹介します。

事例1つ目は、麻薬卸売業者が麻薬施用者の勤務していない動物病院に対し、麻薬を譲渡してしまったものです。

こちらは、麻薬の譲渡に関する不適切な事例です。

この動物病院は麻薬施用者である獣医師が1名だけ勤務していましたが、その獣医師が退職したため、麻薬診療施設ではなくなっていました。その後赴任した獣医師が麻薬施用者免許を取得していないにもかかわらず、退職した麻薬施用者の氏名、免許番号を使用し、麻薬を購入していました。

麻薬を譲渡する際は、いつもと違う点はないか、病院・診療所の体制に変更はないかを定期的に確認いただければと思います。

麻薬譲受証に関する事例

- 記載されている麻薬業務所名称が誤っていることに気が付いた。
- 麻薬管理者の免許番号に、業務廃止した旧免許番号が記載されていたことに気が付いた。



【原因】

- 麻薬診療施設の開設者変更等の際、麻薬管理者免許を新規取得せず、麻薬管理者免許が失効していた。
- 失効した以前の麻薬管理者の業務所名称、免許番号等を記載していた。

12

事例2つ目は、麻薬譲受証に記載されている麻薬業務所名称や麻薬管理者免許番号等の情報が誤っていたものです。

こちらは、麻薬譲受証に関する不適切な事例です。

麻薬施用者が複数いる麻薬診療施設が移転や開設者変更を行うと、麻薬管理者の免許は新規に取得する必要があります。しかし、麻薬施用者の免許の記載事項変更届のみ手続きを行い、麻薬管理者については、手続きを行わなかったため、麻薬管理者の免許が失効し、失効した以前の麻薬管理者の氏名及び免許番号を麻薬譲受証に記載してしまった、という事例がありました。

これらの誤った情報が記載された麻薬譲受証は、正しい情報を記載した麻薬譲受証に差し替えてください。

以上で終了です。
お疲れ様でした。



13

以上で「麻薬卸売業者と譲受・譲渡について」のコンテンツは終了です。
お疲れ様でした。